

# 地域密着型サービス事業者

## 公募要項

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

(小規模多機能型居宅介護)

令和7年9月

新居浜市

## 1 公募の趣旨

新居浜市では「新居浜市高齢者福祉計画2024（介護保険事業計画）」（令和6年度～令和8年度）に基づく、地域密着型サービスの基盤の整備にあたり、法令等の趣旨に沿った質の高いサービスの提供が行われるよう、事業者を公募により選定します。

## 2 日常生活圏域別の地域密着型サービス

日常生活圏域の基本的な考え方は、あくまでも高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくため、地域の助け合いや、地域の支え合いの観点から、より地域性の強い4圏域となります。

ただし「新居浜市高齢者福祉計画2024（介護保険事業計画）」における地域密着型サービスの設置計画では公募する圏域を市内全域としています。

No.	圏域	町名
1	川西圏域	港町、若水町、徳常町、繁本町、宮西町、泉宮町、泉池町、西町、中須賀町、西原町、政枝町、高木町、久保田町、一宮町、滝の宮町、西の土居町、河内町、江口町、北新町、前田町、王子町、新田町、惣開町、磯浦町、星越町、田所町、新須賀町、菊本町、平形町、庄内町、八雲町、坂井町（一丁目、二丁目）
2	川東圏域	東雲町、桜木町、南小松原町、清水町、松の木町、沢津町、高津町、宇高町、高田、郷、八幡、垣生、楠崎、又野、落神町、神郷、清住町、田の上、松神子、長岩町、多喜浜、阿島、荷内町、黒島、大島
3	上部西圏域	大生院、萩生、横水町、中村松木、土橋（一丁目、二丁目）、本郷、中萩町、中村（一丁目～四丁目）、上原、御蔵町、大永山（出口、小味池）
4	上部東圏域	坂井町（三丁目）、船木、種子川山、土橋（二丁目）、中村（二丁目～四丁目）、御蔵町、角野、西泉町、西連寺町、篠場町、山田町、山根町、中西町、宮原町、中筋町、北内町、吉岡町、角野新田町、種子川町、上泉町、外山町、星原町、寿町、岸の上町、下泉町、城下町、瀬戸町、松原町、喜光地町、西喜光地町、松木町、光明寺、東田、観音原町、国領、七宝台町、立川町、大永山（出口、小味池を除く。）、別子山

### 3 新居浜市地域密着型サービス事業所の設置計画

「新居浜市高齢者福祉計画2024（介護保険事業計画）」により公募を行う地域密着型サービス（令和6年度～令和8年度）

（令和7年4月1日現在）

実施年度	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		小規模多機能型居宅介護		看護小規模多機能型 居宅介護	
	公募	整備	公募	整備	公募	整備
令和6年度	－	－	－	－	1	－
令和7年度	1	－	1	－	－	1
令和8年度	－	1	－	1	－	－

【参考】新居浜市の地域密着型サービス事業所の設置状況

（令和7年8月末現在）

圏域名	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		小規模多機能型居宅介護		看護小規模多機能型 居宅介護	
	既存	整備	既存	整備	既存	整備
川西圏域	1	－	3	－	－	－
川東圏域	1	－	2	－	1	－
上部西圏域	1	－	－	－	1	1
上部東圏域	－	－	2	－	－	－
合計	3	－	7	－	2	1

※整備：令和7年度

#### 4 募集対象事業・対象圏域

No.	募集対象事業	整備数	対象地域
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	新居浜市全域
2	小規模多機能型居宅介護	1	新居浜市全域

※事業所の整備は、公募を行った年度の翌年度に行います。令和7年度に公募を行い採択された事業者は、令和8年度中に事業所の開設を行うこととなります。

※1と2について、単独の応募でも、併設の応募でも、どちらでも可能です。

#### 5 応募資格及び条件等

##### (1) 応募事業者

- ・原則として、令和9年4月1日までに新居浜市の指定を受け、事業を開始できること。
- ・法人（法人の種別は問わない。）であること。  
また、新たに法人を設立する場合は、原則として公募書類提出までに法人を設立すること。
- ・介護保険法における指定の欠格事由、取消事由に該当せず、所管官庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けていないこと。
- ・応募事業者の役員等が、新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条に規定する暴力団員ではない、又は暴力団、暴力団員と密接な関係にないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- ・事業者が納税義務を有する税金を滞納していないこと。

##### (2) 資金計画

- ・資金収支計画は、事業開始から2年間の資金計画をたてること。
- ・施設整備等に必要な資金の確保が確実であり、償還計画を含めた収支計画が適正であること。
- ・事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として年間総事業費の3か

年分以上に相当する現金・預金等を自己資金として確保していること。

### (3) 事業用地及び建物

- ・ 事業者として選定された後に事業用地又は建物を購入する場合は、売買が確実であること。

また、賃貸の場合は貸借が確実であることが確認できる書類を添付すること。

- ・ 事業用地及び建物に係る法令に基づく各種規制や必要な事前手続き等について、事業者が作成した整備計画等が遂行可能であることを関係部局等で事前に確認すること。

- ・ 事業用地は、公募時に抵当権等の事業所存続の支障となりうる権利設定がないことを条件とする。

ただし、抵当権等抹消の内諾書等があるものや、事業所整備後の抵当権設定は除くものとする。

- ・ 事業用地及び建物に係る都市計画法、建築基準法、消防法、文化財保護法、農地法等に定められる接道条件、消防用設備、埋蔵文化財、農地等の規制について、各開発関係部局と必ず確認・相談を行い、各種関係法令等を遵守すること。

### (5) 遵守事項、禁止事項等

- ・ 事業用地及び建物の整備、事業運営の計画策定にあたっては、介護保険法等の関係法令を十分に理解し、遵守すること。

- ・ 募集開始から指定候補者の決定までの期間、本件業務に従事又は関係する新居浜市職員及び新居浜市地域密着型サービス運営委員会の委員への接触は、直接、間接を問わず禁止する。

### (6) 補助金について

施設整備及び開設準備に係る補助金は、令和8年度予算が新居浜市議会において議決されることが前提となります。

また「令和8年度愛媛県介護基盤整備事業費補助金及び介護施設開設準備

経費助成事業費補助金」を活用予定しており、補助金額等については、以下のとおり。

ただし、当該補助金は県との協議により決定されることから、内容等によっては、補助金交付申請どおりの交付が認められない場合がありますので、ご注意ください。

サービス種類	介護基盤整備事業費補助金	介護施設開設準備経費助成事業費補助金
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7,000千円	16,600千円
小規模多機能型居宅介護	15,000～39,600千円	989千円×宿泊定員数

※上記金額は、令和6年度の基準額であり、令和8年度の基準額は未定

#### (7) その他留意事項

- ・本応募の選定により、土地建物上の制限解除や、介護保険法に基づく指定等が保障されるものではありません。
- ・事業契約の中止や選定されなかったことによる一切の損害等について、新居浜市は責任を負いません。
- ・原則として選定後における事業の権利譲渡は認めません。
- ・本要項は事業予定者選定のためのものであり、指定に係る申請手続については、新居浜市ホームページを参照してください。

## 6 公募期間

○公募書類の提出期間

令和7年10月1日（水）から

令和7年11月10日（月）まで

（土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

## 7 応募手続

### (1) 提出書類

公募への申込みを希望する事業者は、別添「提出書類一覧」のとおり提出してください。

提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

※新居浜市の施設整備及び開設準備に係る補助金は現時点で未定ですので、資金計画書には補助金を含まないようにしてください。

### (2) 提出先及び提出方法

【提出先】新居浜市福祉部介護福祉課（新居浜市役所1階）

【提出方法】持参のみ。郵送等は不可とします。

※必ず電話で予約の上、ご来庁ください。電話：0897-65-1241

（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

【提出部数】22部

### (3) 質疑応答

応募に関する質疑については、文書による提出のみとします。

（※新居浜市ホームページに質問書を掲載しています。）

提出方法は「13 問い合わせ先」へ郵送、FAX又はメールで提出後、必ず電話で到着確認を行ってください。

質疑受付期間は、令和7年10月1日（水）から10月20日（月）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）とします。

質疑を取りまとめの上、質問提出者及び応募書類提出者全員に、メールで回答書を配布します。

なお、公平を期すため、窓口・電話等での個別の質問には一切回答できません。

### (4) その他

- ・応募に要する経費は、応募事業者の負担となります。
- ・書類提出後の計画変更、書類の差替え等は、募集期間内であれば可能ですが、受付締切後は選考結果に影響を及ぼすため認められません。

- ・事業者選定にあたって、本市が必要と認める場合、追加資料の提出を求められることがあります。

## 8 今後のスケジュール（予定）

令和7年11月10日（月）	公募書類提出期限
令和7年11月～12月	書類審査、ヒアリング、選考
令和8年1月～	事業者選考結果通知
令和8年4月以降	補助金交付申請手続・事業着手

## 9 選考方法

- ・事業者の選考は、新居浜市地域密着型サービス運営委員会の意見を踏まえ、提出された書類、応募法人の事業計画案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングで審査し、その評価により市が選定します。
- ・プレゼンテーション及びヒアリング日程については、後日お知らせしますので、事業内容をしっかりと理解されている方のご出席をお願いします。
- ・審査は、書類の内容、資格及び本事業に対する考え方、理解度を総合的に評価します。
- ・選定の結果は、応募した全ての事業者に対して文書で交付します。  
また、選定された事業者名のみ、新居浜市ホームページで公表します。
- ・審査結果によっては、いずれの事業者も該当なしとなる場合があります。
- ・事業者として選定された場合、委員会等で指摘された事項（改善が必要なもの）がある場合、指定申請までに必ず改善を行ってください。

## 10 選考基準

事業者の選考にあたっては、別添「審査基準表」に基づき審査を行います。  
なお、評価項目の評価点が総合計の60%以上ある事業者の中で、評価点が最も高い事業者を選定します。応募法人が1法人であっても同様です。

## 11 選定後の手続

- ・選定後の事業内容の変更は原則認めません。ただし、変更の内容が軽微であるもの、市が承認したものについては、この限りではありません。
- ・介護保険法及びその他関係法令を遵守し事業開始の準備を行うこと。
- ・地域密着型（地域密着型介護予防）サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新居浜市条例第32号）など）を遵守し建築物の建設、増改築、人員の確保等を行うこと。
- ・事業所（施設）の建設にあっては、地域住民（居住している住民のほか、自治会等の組織）に対し十分な説明を行い理解を得、事業開始後に地域との交流が図れるよう協力を求めていくこと。
- ・事業開始予定日までに事業を開始すること。
- ・事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、市に指定申請の書類を提出いただきます。市が指定申請の最終的な審査及び現地調査を行った上で指定します。

## 12 次年度への繰り越しについて

令和9年4月1日までに新居浜市の指定を受け、事業を開始できることを原則とします。令和8年度整備に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに市と協議を行ってください。

なお、令和9年4月2日以降の指定及び事業開始となった場合は、前述の補助金のうち、開設準備経費等に係る補助金については交付されませんので、ご留意ください。

## 13 問い合わせ先

新居浜市福祉部介護福祉課

電話：0897-65-1241

FAX：0897-37-3844

メール：[kaigo@city.niihama.lg.jp](mailto:kaigo@city.niihama.lg.jp)

## 【書類の提出にあたっての注意事項】

- 1 提出書類は、フラットファイルを用いて、A4判左穴あけ綴りとしてください。フラットファイルの表紙、背表紙に、次のことを記載してください。

### 「新居浜市地域密着型サービス公募指定申請書」(法人名)

- 2 様式を定められているものは、原則として指定様式を使用してください。
- 3 A4判に統一してください。図面についてもA4サイズに折り込んでください。
- 4 通しのページ番号を付けてください。
- 5 提出書類の項目ごとに、仕切り紙を挿入して、インデックス(項目No.)を付けてください。

また、仕切り紙等は、ページ数に含めないでください。

- 6 事業計画書のそれぞれの項目の枠については、必要に応じて伸縮してください。

なお、行間隔、文字数、余白等については、自由に変更して構いません。

- 7 文字の大きさは、11ポイント・MS明朝を基準としてください。

なお、表題や強調のためにフォント等を変更することは可とします。

- 8 本公募と明らかに関連のない、法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は、必要ありません。